

令和5年12月20日公表

令和6年 1月 5日修正

# 河内長野市学校給食献立システム導入業務委託 に係るプロポーザル実施要領

令和5年12月

河内長野市 教育推進部 教育指導課

本要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が河内長野市学校給食献立システム導入業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「河内長野市学校給食献立システム導入業務仕様書」を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

## 1. 業務の趣旨

本市においては、令和8年度中から小学校に加え、中学校全員給食の実施をめざして新学校給食センターの整備に向け取り組んでおり、全員給食の実施に対応した献立作成や各種帳票発行、アレルギー対応食の献立作成等を可能とする新システムを導入する必要がある。

また、現行の学校給食献立システムは平成22年に導入し運用してきたが、この度、新たなシステム構築等の提案を公募することにより、本市の学校給食運営により適したシステムを構築し、機能面の充実を図ることで、効率的な献立作成事務の遂行及び安全安心な給食提供の実施を目的とする。

本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）の業務実績、専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

なお、本業務においては下記業務期間中に標準的なパッケージソフトの導入によりシステムを構築するものとし、運用・保守業務は令和6年度中に本件受託者と協議のうえ別途契約する予定である。ただし、システムの運用は双方に特段の意思表示がない場合は令和7年度以降も継続するものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務名

河内長野市学校給食献立システム導入業務

### (2) 業務の内容

「河内長野市学校給食献立システム導入業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

### (4) 提案上限金額

990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案額（本業務見積額）が提案上限金額を超過した場合は失格とする。

※候補者決定後の最終見積の提出に際し、見積額は原則、企画提案時に提出した提案額を超えないこととする。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本市の入札等に係る令和5年度有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 一般社団法人日本情報社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。
- (4) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）において、他自治体において、学校給食献立システムに関する履行実績があること。

### 4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

(1) 実施要領の公表	令和5年12月20日（水）
(2) 質問書の受付期限	令和5年12月26日（火）午後5時まで
(3) 質問書に対する回答	令和6年 1月 5日（金）（予定）
(4) 参加申請書の受付期限	令和6年 1月12日（金）午後5時まで
(5) 参加資格審査の結果通知	令和6年 1月16日（火）
(6) 企画提案書の受付期限	令和6年 1月22日（月）午後5時まで
(7) 第1次審査の結果通知	令和6年 1月24日（水）
(8) ヒアリング等・審査の実施	令和6年 1月31日（水）（予定）
(9) 第2次審査の結果通知・公表	令和6年 2月初旬
(10) 業務委託に係る契約・業務開始	令和6年 2月初旬

### 5. 実施要領の公表

#### (1) 公表方法

実施要領の公表は、令和5年12月20日（水）より河内長野市ホームページ（学校給食献立システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルについて）で行う。

＜事務局＞

河内長野市役所 教育推進部 教育指導課 学校給食係  
住所（〒586-8501）大阪府河内長野市原町一丁目1番1号  
電話番号 0721-53-1111  
メールアドレス： kyuushoku@city.kawachinagano.lg.jp

## （2）質問書に関する事項

### ①質問書の提出期限

令和5年12月26日（火）午後5時まで

### ②質問方法

電子メールにより以下のとおり、事務局メールアドレス宛に送付すること。（様式任意）

- ・ 件名は「学校給食献立システム導入業務に関する質問」とすること。
- ・ 質問者の会社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ・ 電子メール送信後、事務局に電話にて受信確認を行うこと。

### ③回答方法

事務局は、提出された質問事項を全て取りまとめて、河内長野市ホームページ上に回答を公表する（令和6年1月5日（金）頃の予定）。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

## 6. 応募手続

### （1）参加申請の受付と参加資格審査の結果通知

#### ①提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 業務実績調書（様式第2号）
- ウ 業務実施体制調書（様式第3号）
- エ プライバシーマーク制度認証又はISO27001認証の登録証の写し

#### ②提出方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。

#### ③受付期限

令和6年1月12日（金）午後5時

※郵送の場合、令和6年1月12日（金）必着

#### ④参加資格審査

参加申込書、導入実績調書を提出した応募者の参加資格要件を事務局で審査する。  
結果については令和6年1月16日（火）に応募者全員にメール等により通知し、要件を満たす応募者へは提案書の提出を依頼する。

### （2）提案書類の受付

## ①提出書類

### ア 提案書（A4版・任意様式）

- ・上限30ページ（裏表の場合15枚）とする。（A3版の用紙を使用する場合は1枚につき、A4版2ページに換算するもの）
- ・仕様書に記載の機能等について、パッケージソフトの標準機能で対応できないものがある場合、運用方法によりカスタマイズを回避した代替案があればその内容を記載し、カスタマイズが必要となる場合は当該カスタマイズにかかる期間・費用を提示すること。なお、その場合にかかるカスタマイズ費用は見積書の金額に加算すること。

### イ 見積書（様式第4号）

- ・受託希望者は、仕様書の内容に基づき、見積書に金額を記載し提出すること。  
なお、各積算根拠が分かるよう、単位・数量等を含めてできるだけ詳細に記載した積算内訳書（A4版・任意様式）を作成し、添付すること。
- ・「参考見積」欄のNo.1「運用・保守費用」欄には、システムの稼働開始後、運用にあたって必要となる年間の全ての費用を記入すること。※価格点に含む
- ・「参考見積」欄のNo.2～5の業務については、本業務の受注者と協議のうえ、令和6年度に別契約により、発注を予定している。ただし、協議の結果、運用方法によってはカスタマイズを行わない場合もある。※価格点に含まない

## ②提出方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。

## ③受付期限

令和6年1月22日（月）午後5時

※郵送の場合、令和6年1月22日（月）必着

## ④提出部数

原本1部、ア（提案書）については写し7部

## 7. 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

### （1）第1次審査

提出された企画提案書等を下記8（1）で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を行わないものとする。

### （2）第2次審査（ヒアリング又はプレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング又はプレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

- ① ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。
- ② プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び投影用スクリーンは、市で用意する。
- ③ 提案者の出席は、3人以内とする。

### **(3) 審査結果の通知**

#### **ア 第1次審査**

##### **① 結果通知**

第1次審査の結果は、令和6年1月24日（水）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位5者）にのみ、審査結果と併せてヒアリング又はプレゼンテーションの日程を通知する。

##### **② 結果に対する問合せ**

第1次審査を通過しなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

#### **イ 第2次審査**

##### **① 結果通知**

第2次審査の結果は、令和6年2月初旬に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

##### **② 結果に対する問合せ**

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

## **8. 審査基準及び配点**

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

### **(1) 第1次審査（事務局審査）**

- ・ 業務実績調書等内容 130／1000 点
- ・ 提案額（本業務及び次年度以降5年間分の運用・保守費用） 240／1000 点

### **(2) 第2次審査（委員審査）**

- ・ 企画提案書の内容 250／1000 点
- ・ プレゼンテーション及びヒアリング 380／1000 点

## **9. 候補者の決定**

候補者は、別紙審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、本業務に係る提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、委員の協議により候補者を決定する。

(4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)が6割以上であった場合に候補者とする。

## **10. 候補者との契約締結協議**

### **(1) 仕様等の確定**

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

### **(2) 契約金額**

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(見積額)を超えないこととする。ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

### **(3) 契約書**

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

### **(4) 契約保証金**

河内長野市契約事務規則(平成8年河内長野市規則第7号)第44条の規定による。

## **11. 参加者の欠格に関する事項**

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他、指示した事項に違反した場合

## **12. その他**

- ・参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルを実施して、候補者を決定する。
- ・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

- ・本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する候補者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。